平成２１年（フ）第１４１１３号
東京都品川区東大井２丁目25―８―205
債務者　佐藤　桂子（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１１５号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目７―４―203
債務者　伊藤　友成（旧姓唐川）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１１６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保372―37
債務者　菅野　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１２１号
東京都中野区上高田４丁目36―１　坂巻方
債務者　石垣　悦郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１２３号
神奈川県相模原市東淵野辺１丁目11―５　カサベルグＫ201
債務者　藤原　明美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１２９号
千葉県市川市宝１丁目13―５―105
債務者　古屋　一樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３０号
千葉県市川市宝１丁目13―５―105
債務者　古屋　愛美（旧姓粥川）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３１号
東京都大田区新蒲田３丁目16―14
債務者　須藤　勝衛
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３２号
東京都足立区千住元町３―15―203、住民票上の住所大阪府大阪市住吉区我孫子東３丁目14―３―402
債務者　松井　義公
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３３号
埼玉県蕨市北町２丁目９―16―Ｄ―405
債務者　川又　　忍
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１４１号
東京都練馬区中村北１丁目22―24―503
債務者　田中　和男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１４２号
東京都江戸川区東葛西４丁目12―３―Ｂ―101
債務者　石田　大渡
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１４３号
長野県安曇野市豊科2176―３―103
債務者　福岡健一郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１４５号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目32―12―503
債務者　平澤　伸司
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１５９号
神奈川県川崎市幸区小倉807―17―104、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村東718
債務者　木村　幹夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部